

2020年7月3日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所

## 制限値幅の拡大運用の一部見直しについて

本所では、株価の異常な暴騰暴落を防ぐため、株価が1日に変動する幅を一定範囲に制限する、「制限値幅制度」を採用しております。また、需給が偏り、株価の方向性が明らかな場合には、売買の早期成立を目的として制限値幅の拡大を実施する運用を設けていますが<sup>1</sup>、他市場を含め、特に需給の偏りが顕著な銘柄においては、長期にわたって売買が成立しない事例も見られています。

そこで、近年の投資環境の変化に伴い、円滑な売買成立及び速やかな価格発見に対する投資者のニーズが一層高まっていること等を踏まえ、制限値幅の拡大に係る運用について下記のとおり見直しを行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 制限値幅の拡大要件等の見直し

現在、本所においては、原則として、3営業日連続で次のいずれかに該当した場合には、翌営業日から制限値幅の拡大を実施することとしています。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) ストップ高（安）となり、かつ、ストップ配分も行われず売買高が0株</li><li>(2) 売買高が0株のまま午後立会終了を迎え、午後立会終了時に限りストップ高（安）で売買が成立し、かつ、ストップ高（安）に買（売）呼値の残数あり</li></ul> |
|---|

上記の拡大要件について、現在、3営業日としているストップ高（安）の連続日数を、**2営業日**へと変更します。また、制限値幅の拡大幅を現行の2倍から**4倍**へと変更します。

---

<sup>1</sup> 呼値の制限値幅に関する規則第5条

<制限値幅の拡大運用の見直し内容>

	現行	見直し後
拡大要件	<p>原則として、<u>3営業日連続</u>で次のいずれかに該当した場合、翌営業日 (<u>4営業日目</u>) から制限値幅を拡大する</p> <p>(1) ストップ高(安)となり、かつ、ストップ配分も行われず売買高が0株                      (2) 売買高が0株のまま午後立会終了を迎え、午後立会終了時に限りストップ高(安)で売買が成立し、かつ、ストップ高(安)に買(売)呼値の残数あり</p> <p>ただし、本所以外の他取引所にも重複上場している銘柄は、他取引所における上記(1)または(2)の基準の該当を拡大要件とする場合がある</p>	<p>原則として、<u>2営業日連続</u>で左記(1)または(2)の基準に該当した場合、翌営業日 (<u>3営業日目</u>) から制限値幅を拡大する</p>
拡大方向 拡大幅	<p>ストップ高が連続した場合には制限値幅の上限を、ストップ安が連続した場合には制限値幅の下限をそれぞれ<u>2倍</u>に拡大する</p>	<p>ストップ高が連続した場合には制限値幅の上限を、ストップ安が連続した場合には制限値幅の下限をそれぞれ<u>4倍</u>に拡大する</p>
解除要件	<p>拡大された日以降、当該ストップ値段以外の値段で売買が成立した場合、翌営業日から解除する</p>	<p>変更なし</p>

## 2. その他

従来から行っている制限値幅の拡大等に係る通知方法に関して、当該運用の開始日以降においても変更はございません。

## 3. 実施時期

2020年8月3日(月)以降、見直し後の拡大要件に該当した銘柄について適用します。

以 上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

市場部 092-738-3810